

東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第8章 その他 (事務)</p> <p>第38条 この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、<u>研究推進部研究支援課</u>で行う。</p>	<p>本則</p> <p>第8章 その他 (事務)</p> <p>第38条 この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、<u>研究支援課</u>で行う。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。